

第四十八回 参議院文教委員会會議録第三号

昭和四十年二月十六日(火曜日)
午前十時三十六分開会

委員の異動

二月四日
辞任 中野 文門君
補欠選任 三木與吉郎君
二月五日
辞任 三木與吉郎君
補欠選任 中野 文門君

出席者は左のとおり。

委員長 山下 春江君
理事 久保 勘一君
二木 謙吾君
吉江 勝保君
小林 武君

委員

植木 光教君
木村篤太郎君
笹森 順造君
中野 文門君
野本 品吉君
秋山 長造君
千葉千代世君
米田 勲君

國務大臣

文 部 大 臣 愛知 揆一君

政府委員

文部政務次官 押谷 富三君
文部大臣官房長 西田 剛君
文部大臣官房会 計課長 岩間英太郎君
文部省社会教育 局長 蒲生 芳郎君

事務局側
常任委員会専門 渡辺 猛君

本日の會議に付した案件
○教育、文化及び學術に関する調査
(昭和四十年度の文部省の施策及び予算に関する件)

○委員長(山下春江君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

教育、文化及び學術に関する調査中、昭和四十年度の文部省の施策及び予算に関する件を議題といたします。

まず、文部大臣の御説明を求めます。愛知文部大臣。

○國務大臣(愛知揆一君) 第四十八回國會において文教各般の問題について御審議をいただくにあたりまして、文教行政に関する所信の一端を申し述べたいと存じます。

国家、民族を興し、國際社会において人類の福祉と平和に貢献しようとする國民の意欲と能力は教育によつて養われるものであります。世界各國とも、發展途上の國はもとより、すでに高度の發達を遂げた先進國においても、非常な熱意を持つて教育の改善充実に力をいたしております。教育のこの役割があらためて認識されたからであると考へます。

わが國の教育は、先人の見識と努力によつて、世界的にも誇り得る水準に達していると思つておりますが、このような世界各國の教育の發展と拡充におくれをとることのないよう一段と努力をいたす必要があると存じます。

心身ともに健康な青少年は民族の原動力であります。私は、青少年諸君が國を愛する心情に満ち、伝統と歴史を正しく理解するとともに、未来からの呼びかけにこたへ、世界の平和と福祉に役立つ日本人として、またよりよき世界市民として成長することを願うものであります。

さきに、中央教育審議会の第十九特別委員会が「期待される人間像」の中間草案を公表いたしました。教育者がどのような人間の育成を期するかについて、自覚を深め、常に反省を加へることは、きわめて大切なことと考へます。それゆゑ、広く國民各層の固から、この草案についての活発な御意見が寄せられ、教育関係者によりき指針となり得るような答申が作成されることを期待しております。

戦後二十年、私どもは、混沌と荒廃の中から立ち上がり、いまや世界の驚異の的となるほどの復興、發展を遂げ、昨年はオリンピック東京大会を成功裏に終へ、諸外國の日本に対する認識と評価を高めるとともに、それにもまして、日本國民、特に青少年に与へた自信と夢はきわめて大きなものがあつたと存じます。私は、このような青少年の自信を高揚し、未来にかけける夢をすくすくと伸ばし得るよう必要な教育諸条件を整へ、適切な指導を行なうことこそ文教の基本であると確信いたしております。もとより文教の施策は長期的な視野に立つて着実に推進すべきであります。ことさらに新しきを求めることなく、文教年来の施策を地道に發展させつつ、國民の期待と要望にこたへて、その改善充実に努めてまいり所存であります。

私は、かかる観点に立つてみた場合、教育の機会均等の確保、教育における格差是正、父兄負担の軽減により一層の努力をいたすとともに、学校教育、社会教育を通じて、教育施設設備の整備、教育内容の刷新充実に一段と意を用いる必要があると存じます。また、幼少期における教育の

重要性を考え、幼児教育及び家庭教育についても十分に配慮していきたいと存じます。なお、心身ともに健康な青少年を育成する上で、たくましい体力、氣力を養うための諸方策を推進する必要があることを痛感いたすものであります。

次に、高等教育、特に大学の拡充の問題については、社会的需要の趨勢と大学志願者の増加、並びに大学教育の質的向上を配慮して対処すべきものと思ひます。このため、国立大学においては、特に地方の大学の整備充実に留意しつつ、實質面にわたつて拡充をはかるとともに、私学についてはその役割りの重要性にかんがみ、かねて私学振興方策を進めておりますが、さらに適切な方策を推進するため、調査会を設けて有識者の意見を承りたいと考へております。

なお、高等学校、大学等入学試験における競争の激化は、社会における學歷偏重の傾向と家族の過大な要望によるところも少なくないと思ひますので、この点について、社会や家族の理解と協力を求めるとともに、学校における一層適切な進路指導を期待いたします。

また、最近における學術研究の急速な進展は、まことに驚くべきものがあります。かかる事態に即応して、學術研究の振興、特にわが國基礎研究の分野で重要な役割りを持つ大学の研究体制の整備は、きわめて大切なことと考へております。

さらに、わが國の伝統あるすぐれた芸術、文化を保存、継承するとともに、よりよき芸術、文化の振興のため積極の方策を講ずることもゆるがせにできないものと思ひます。他面、開放經濟の体制下、教育、學術、文化の分野においても、その交流と國際的活動に対する積極的な参加は、人類の福祉と平和のためにもきわめて肝要であることあらためて認めざるをえません。

終わりに、教育振興の第一の要諦は、教育界に

人材を得、教育関係者が教育に対する正しい使命感と青少年に対する理解と愛情を基礎として専心事に当たるにあらざるを要する。このため、学校教育、社会教育両面にわたり、教職員、指導者の研修活動の充実強化、教育研究意欲の高揚等につとめ、その資質の向上に格段の意を注ぐとともに、教職員の待遇改善についてもさらに留意していきたいと思ふ。

以上、日ごろ考へておりましたことの一端を申し述べ、具体的なことは、予算案の概要の説明に譲ることといたしますが、もとより文教施策の推進は、ひとり文教行政当局だけでよくなし得るものではなく、国民全体の理解と協力に待つところきわめて大きいのであります。皆さま方の一そうの御協力をお願い申し上げる次第でございます。

次に、昭和四十年度の文部省所管の予算案につきましてその概要を御説明申し上げます。

まず、文部省所管の一般会計予算額は四千四百六十九億八千八百五十一万八千四百、国立学校特別会計の予算額は千六百七十五億八千九百七十七万五千円となっており、その純計は四千八百億七千九百九十五万四千円です。この純計額を前年度当初予算額と比較いたしますと、およそ六百四十九億円の増額になりますので、その増加率は、一五・六%になるわけであり、この増加率は決して十分とは申せませんが、一般会計予算総額の増加率を考えると、文教予算に重点が置かれていることは明らかであらうかと存じます。また、内容的にも従来と大きく見のがれがちなところがあり、面的につきましても、できる限りきめの細かい配慮を加えたつもりであります。

以下、昭和四十年度の予算案におきまして、特に重点として取り上げました施策について説明申し上げます。

まず、第一は、初等中等教育の改善充実であります。前年度に引き継ぎまして、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数を改善し、施設設備の整備を進めることといたしましたほか、さら

に教科書の無償給与を推進し、学校給食の充実をはかる等の施策を進めることといたしておりますが、要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助、僻地教育及び特殊教育の振興につきましても特に留意し、教育の機会均等の趣旨に沿うようにつとめました。そのうち、まず、学級編制及び教職員定数の充足につきましては、学級編制の基準を、原則として小中学校いずれも最高四十八人に改めるとともに、標準法に基づいて教職員定数の充実をはかり、また、特殊学級担当教員及び充て指導主事の増員などを行なっております。次に、給与の改善につきましては、給与改訂、管理職手当の引き上げ等を行なうことといたしましたほか、僻地にすくれた教員を配置するため、僻地勤務教員の優遇策について特別に考慮いたしております。

次に、公立文教施設につきましても、既定計画の線に沿ってその整備を進めることとし、小中学校の校舎及び屋内運動場の整備、危険校舎の改築、学校統合に伴う校舎等の整備を行なうために、公立文教施設整備費二百八億円を計上いたしました。そのうち、危険校舎、統合校舎等の事業は、建築準備及び構造比率の改善につきましても、それぞれ実情に即して配慮を加えております。

次に、父兄負担の軽減をはかる趣旨から、小規模学校の教材の充実を含めて教材費の増額をはかりましたほか、国公立私立学校を通じて、小学校及び特殊教育諸学校の小学校の第一学年から第六学年までの児童に、全教科書を国の負担において無償給与することといたしております。また、学校給食につきましても、小麦粉について従来の補助を継続いたしますとともに、ミルク給食につきましても、酪農振興の見地から、国内産牛乳の大幅な使用増加を前提として、所要の補助金を計上いたしました。さらに、学校給食の施設設備につきましても、完全給食の実施を目的として、従来に引き継ぎ単独校の計画的整備をはかることと、最近特に要望の強い共同調理場の整備費について大幅な増額を行なっておりますほか、新たに必要

牛乳の殺菌設備の補助を行ない、また、栄養職員の設置につきましても補助対象人員の増加をはかつております。このほか、関係市町村のかねての要望にこたえて、小中学校の遠距離通学者に通学費を支給する市町村に対し、新たに補助金を交付する道を開いて、義務教育の円滑な実施をはかることといたしております。

次に、僻地教育の振興につきましても、まず、僻地に勤務する教員の人事交流の円滑化に資するため、僻地勤務教員の優遇措置を講ずるとともに、教員住宅の建設について一そうの充実をはかり、また、僻地に勤務する教員の子弟の教育のために、新たに高等学校の寄宿舎建設に対する補助を行なうことといたしました。さらに、僻地の教育環境の整備につきましても、引き続き、スクーパス、ボート、視聴覚教育設備、僻地集会所等について補助を継続いたしますとともに、小中学校の寄宿舎の建設及び運営費に対する補助金の増額を行なうなど、総合的、かつ重点的に施策を推進することといたしております。

次に、特殊教育につきましても、養護学校及び特殊教育級の計画的な普及と就学奨励費の内容の充実をはかるために必要な経費を計上いたしますとともに、職業教育の一そうの充実を期するため、特殊学級の設備及び特殊教育諸学校の技術、家庭科の設備の充実について補助金を増額いたしております。また、要保護、準要保護児童生徒の就学援助につきましても、それぞれの品目について補助単位の改訂を行ない、その内容の充実につとめております。

このほか、前年度に引き続き、道徳教育及び生徒指導の充実強化をはかるために必要な諸経費を計上し、また、教職員の研究活動を推進するため、各種教育研究団体の助成を強化するとともに、都道府県に総合的な研修センターを設置するために必要な補助を行なうことといたしました。また、幼児教育の重要性にかんがみ、多くの父兄の要望にこたえて、幼稚園の普及整備のために必要な施設、設備の補助を増額計上いたしております。

す。

第二は、大学教育の拡充であります。国立学校特別会計予算につきましては、前年度の当初予算額と比較して二百八十一億円の増額を行ない、約千六百七十六億円を計上いたしました。その歳入予定額は、一般会計からの繰り入れ千三百四十五億円、借入金三十五億円、付属病院収入二百十七億円、授業料および入学金定料三十七億円、学校財産処分収入十七億円、その他雑収入二十一億円であり、歳出予定額の内訳は、国立学校運営費千三百十九億円、施設整備費三百五十二億円などであり。

まず、国立大学の拡充整備につきましても、公立一農科大学の国立移行を含む八学部の開設、三十五学科の新設及び拡充を行ない、特に多年の懸案でありました文理学部の改組を、まず四大学について実施することといたしております。また、教員養成制度の改善につきましても、制度全般についてなお検討を進めておりますが、さしあたり教員養成大学、学部の入学生定員の改訂、養護教諭養成所及び必要な養成課程の新設、宮城教育大学の創設などの措置をとることといたしております。このほか、前年度に引き続き、中堅技術者の育成のため七工業高等専門学校を新設する計画であります。

以上の結果、大学及び短期大学の学生定員の増加は、合計約三千四百人となっております。さらに、教官当たり積算校費、学生当たり積算校費、設備費等のいわば基準的な経費につきましても、その増額ははかれますとともに、新制大学における大学院修士課程の拡充についても特段の配慮をいたしております。

次に、施設の整備につきましても、財政投融資資金及び不供財の処分収入を財源の一部に含めまして予算額の大幅な増額をはかり、一段と施設整備の促進をはかることといたしておりますが、特に土地の取得のために財政投融資資金を利用いたしましたことは新しい構想であり、今後の成果を期待したいと存じます。なお、施設整備の

ために、後年度分について四十五億五千万円の国庫債務負担行為を行なうことができることとしたしております。

次に、育英奨学につきましては、大学院奨学生及び教育特別奨学生の増員を中心として、引き続き事業の拡充をはかることに、日本育英会につきまして奨学金の返還業務の促進に要する経費を増額し、約八十九億円を計上いたしております。

第三は、私学振興の拡大であります。私立学校の振興は、文教政策の今後の重要な課題であります。昭和四十年年度の予算案におきましては、特に重点としてこれを取り上げ、格段の努力をいたしたところであります。まず、私立学校振興会に対する政府出資金及び財政投融資資金からの融資につきまして、あわせて百十億円と、これを前年度の二倍に拡大し、私学全般の施設の改善充実をはかることとしております。

次に、私立大学等理科特別助成費及び私立大学研究設備助成費につきましては、あわせて五億円の増の約三十億円を計上し、科学技術教育の振興にも資するとともに、新たに私学の教職員の研修センターに対する建設費の補助を計上する等の施策を講じております。

第四は、学術研究及び科学技術教育の振興であります。わが国の学術及び科学技術の水準を高め、ひいては国民生活の向上に寄与するため、学術研究及び科学技術教育の振興につきましては、かねてから努力を続けてまいっているところであります。明年度におきましては、まず、学術研究について、重要基礎研究の促進をはかるために、科学研究費の増額を行ないましたほか、原子力、防災科学、宇宙科学等の研究のために必要な経費を計上し、また、電子工学研究所の新設、海洋研究所、宇宙航空研究所等の整備をはかることとしたしました。さらに、国際的な学術研究の協力体制を強化するため、引き続き日米科学協力事業等について所要の経費を計上するとともに、南極地域観測事業の再開に必要な経費を計上いたしております。

次に、初等中等教育の分野におきましては、中央産業教育審議会の答申の趣旨に従い、産業教育関係の施設設備の改善充実をはかることに、自

営者養成のための農業高等学校の寄宿舎、実習施設等を整備することにいたしました。なお、科学技術者の養成につきましては、昭和四十年年度におきましても引き続き理工系学生及び工業高等学校生徒の増援を行なうため、大学、高等専門学校及び工業高等学校の充実整備をはかつております。国立学校関係につきましては、先ほど述べました学部、学校の増設等により約二千五百人の理工系学生の増募を行なうこととしております。

第五は、青少年の健全育成と社会教育の振興であります。働きながら学ぶ青少年の教育問題は、学校教育及び社会教育の両面にわたって深く意を用いるべきところであると存じます。まず、学校教育の面におきましては、引き続き定時制高等学校の施設設備の整備、定時制及び通信教育手段の支給、通信教育用学習書の給与等に必要経費を計上いたしましたほか、夜間定時制高等学校につきまして、夜食費補助金及び運動場照明施設整備費補助金を増額計上いたしております。また、社会教育の面におきましては、勤労青少年に学習及び訓練の機会を与えるため、国立第四青年の家を新設いたしますとともに、引き続き公立青年の家の整備を進めるとし、さらに青年学級および勤労青年学校の内容の充実をはかり、また、中学校卒業後直ちに就職する青少年のために研修を行なう経費も新たに計上いたしました。

次に、社会教育は、広く国民の資質の向上に大きな役割を果たしており、その普及振興は学校教育の充実とともに、きわめて大切なことであります。このため、まず公民館、図書館、博物館等の施設、設備の整備を一層推進するとともに、家庭教育、婦人教育あるいは同和教育等の振興のために必要な諸経費を計上いたしておりますが、同時に、すぐれた社会教育指導者の養成は社会教育振興のため最も必要なことと存じますので、新たに

国立社会教育研修所の設置に関する経費を計上いたしました。

次に、体育の普及奨励につきましては、広く国民一般に対し体育を普及奨励するため、水泳プールの整備に必要な経費を大幅に増額いたしますとともに、体育館、運動場のほか、新たに公立高等学校の柔剣道場を整備するための補助金を計上いたしております。また、スポーツ活動の指導者養成、スポーツ教室及びスポーツテストの普及、スポーツ団体の助成等について必要な経費を増額いたしましたほか、相次ぐ登山事故の防止のため、すぐれた指導者を養成する必要があるため、新たに国立の登山センターを設置するための準備を進めることとしていたしました。またオリンピック東京大会を記念いたしまして、選手村あとの施設を活用してオリンピック記念青少年総合センターを設立するための経費一億二千万円を計上いたしております。

第六は、芸術文化の振興であります。芸術文化の質的向上をはかることは、すぐれた芸術を広く国民に普及いたしますことは国民生活の文化的向上をはかる上にきわめて必要なことであります。このため、近代文学館その他の芸術関係団体の助成を強化し、芸術祭の開催等を行なうことといたしております。また、歌舞伎、文楽等のすぐれたわが国の伝統芸術の保存と振興をはかるため国立劇場の建設を進め、さらには、東洋美術の公開展示のための東洋館の建設を行なう等関係予算の大幅な増額を行なっております。

次に、文化財保存事業につきましては、保存修理事業を拡充し、防災施設の整備をはかる等その充実に努力を重ねておりますが、特に最近、国土開発の急速な進展に伴って、史跡、埋蔵文化財等の保護対策の強化が痛感されておりますので、平城宮あとの買い上げ、発掘調査の促進をはじめ、その他の史跡につきましても、その公有化、環境の整備等をはかるため必要な経費を増額計上いたしました。

第七は、国際文化の交流であります。国際文化交流関係の予算につきましては、まず、アジア文部大臣会議をはじめ、教育、学術、文化、スポーツ等各種の国際会議への積極的な参加及びわが国で開催される国際会議に対する援助を積極的に行なうことなどによりまして、国際機関、団体等との協力提携をいよいよ密にするるとともに、文化協定締結国等との学者、研究者、学生の交換、学術の共同研究、芸術、文化財の交流、スポーツを通じての国際交歓などをさらに推進し、また国際文化団体への助成を強化いたしたいと考えております。

次に、各国の要望にこたえて、留学生の受け入れ体制、特に日本語教育体制の整備についてくふうを重ねますとともに、新たにアジア・アフリカの学生を主として受け入れるためユネスコ国際大学院コースを開設することにいたしました。なお、最近、海外勤務者が激増しつつあり、その子弟の教育が切実な問題となっておりますから、その教育対策につきましては、これを一段と積極的に推進することといたしました。

以上のほか、産炭地域における教育につきましては、放置できない実情がありますので、就学援助費、給食費等について援助を強化するため、一般の予算措置のほか特別の配慮を加えております。その他、沖縄の教育に対する協力援助費につきましては、これを大幅に増額して、別途、総理府所管として計上いたしております。

以上、文部省所管予算案につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。

○委員長(山下春江君) ちよっと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○委員長(山下春江君) 速記を起こしてください。

次に、会計課長の補足説明を求めます。岩間會計課長。

○政府委員(岩間英太郎君) お手元にお配りしてございます事項別表に従いまして、大臣の説明を補足して御説明申し上げます。

まず、初等中等教育の改善充実でございますが、その第一は、義務教育費国庫負担金でございます。給与費関係の総額は約二千三百七十七億円でございまして、前年度当初予算に比べて二百九十四億円の増加となっておりますが、そのうち給与改訂分が二百十二億円を占めております。教職員の数ににつきましては、明年度は約七十五万人の児童生徒の減少がございまして、これに伴う教職員の減があるわけでございしますが、その反面、学級編制の最高を一年級四十九人から四十八人に引き下げる等の標準法の実施のための増員、充て指導主事三百二十人の増員、特殊学級一千学級の増設に伴う千三百二十六人の教職員の増員、既定計画による養護教諭及び事務職員の計千八百三十二人の増員などが見込まれておりますので、総体といたしましては若干の増員となる見込みであります。次の給与の改善につきましては、給与改訂、昇給、暫定手当の本俸繰り入れ等に伴う増額を見込んでおりますほか、管理職手当を校長一〇％、教頭八％に引き上げ、また、僻地教育振興の見地から、僻地に勤務する教員につきましては、平均三年に一度の特別昇給を行なうことができるようにいたすことになっております。

次は、父兄負担の軽減の關係でございます。まず、教材費につきましては、一〇％の単価の引き上げを行ないましたほか、小規模学校の充実はかかる意味で、その補正係数を改善するため五千万円を増額いたしております。

次に、義務教育教科書の無償給与につきましては、約六十億円を計上いたしておりますが、その内容は、四十年度の小学校一年から五年までの児童の後期用教科書と転学児童の教科書及び四十一年度の小学校一年から六年までの児童の前期用教科書の購入費などでありまして、

次は、学校給食費でございます。まず、準要保護児童生徒の給食費の補助につきましては、対象となる児童生徒の率は前年どおり七％であります。給食内容につきましては約一％の単価の引き上げを行なっております。学校給食施設につきま

しては、小中学校の単独校の施設、夜間の定時制高等学校及び僻地学校の施設等に対する補助は、前年度とは同様の規模で継続することにしたところでありますが、要望の特に強い共同調理場につきましては、補助対象を前年度の四十カ所から百四十カ所に大幅に増加いたしましたほか、なま牛乳の生産地の学校に対して殺菌設備の補助の道を開くこととしたしました。夜間の定時制高等学校の夜食費補助につきましても、約一％の単価の改訂を行なっておりますほか、なま牛乳の使用二万石を見込んでおります。また、学校栄養職員に、義務教育諸学校のミルク給食の補助は、なま牛乳六十八万石の使用によりまして金額が減少いたしておりますが、脱脂粉乳に対する補助を百グラム四円から四円六十銭に引き上げております。また食糧管理特別会計への繰り入れは、小麦粉に対する百グラム一円の補助であります。使用量の増加を見込んで七千五百万円を増額いたしました。

次は、遠距離通学費の支給に関する補助金でございますが、学校統合の推進などのため、児童生徒の通学費を負担している市町村におきましては、通学費の負担が大きくなって、他の教育費を圧迫しているような事実があるため、かねてからその実現を要望されていたものであります。補助対象は約五万人、一人当たりの平均単価は約六千円でございます。

次は、道徳教育及び生徒指導の充実であります。道徳教育資料の部数の増加及び生徒指導研究推進校の増加のほかは、前年度の事業の継続でございます。

次は、僻地教育の振興でございます。僻地教育につきましては、大臣から御説明のありましたように、比較的きめのこまかい改善をはかっております。すなわち、スクールバス・ボート六台、シート式磁気録音機六十七台の台数の増加、教員宿舎の戸数百戸の増加、僻地集会所等の一〇％の事業

量の増加などをはかりましたほか、寄宿舎居住費の補助につきましては、新たに小学校の児童を対象に加え、また、僻地学校の保健管理のため新たに齒科医師を派遣することとし、さらに僻地子弟のための高等寄宿舎の建設費補助につきましては、僻地に勤務する教員の子弟のための寄宿舎も含めることとしたしております。このほか、教材費の増額、遠距離通学費の補助、僻地勤務教員の特別昇給などにつきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

特殊教育の振興につきましては、まず、既定の計画に従いまして養護学校十六校及び特殊学級一千学級の増設をはかっておりますほか、中学校の特殊学級設備の補助単価を十六万円から三十万円に引き上げ、また、特殊教育諸学校の中学部の技術家庭科の設備費を新たに補助するなど、特に職業教育のための設備の拡充について補助金の増額を行なっております。また、就学奨励費補助金及び交付金につきましては、新たに幼稚部の学校給食をその対象に加えましたほか、全般的に単価の改訂を行ないました。

次に、要保護、準要保護児童生徒の就学援助でございます。対象となる児童生徒の数は、前年どおりそれぞれ全体の児童生徒に対して三％及び七％でございますが、児童生徒数の減少により若干予算金額の下回っているものもございします。しかし、内容につきましては、単価の改訂等の改善が加えられております。

次の教職員の研修の充実につきましては、まず、都道府県に対して総合的な教育研修センターを設置するための補助金を新設いたしております。来年度は一カ所三千万円の補助で五カ所を予定いたしております。また、教育研究団体に對する補助金を五千万円近く増額計上いたしましたほか、各種研修会の開催等の教職員の研修に要する経費を引き続き計上いたしております。

次は幼稚園教育の推進であります。幼稚園希望者の増加の実情にかんがみまして、約倍額の一億五千五百万円の予算を計上いたしました。設備費

の補助につきましては、新たに百十二園の新設と六十八学級の増加を見込んでおります。

次は、公立文教施設の整備でございます。昨年新しい五カ年計画を策定して基準坪数等の改善を行なったのでありますが、来年度はその第二年度目になるわけでありまして、したがって、基本的にはこの既定計画に沿って予算が組まれているのであります。また、さらに改善を加えましたおもな点を申し上げますと、まず、事業量につきましては、幼稚園園舎六〇％、危険建物一五％、僻地集会所等、あるいは統合学校校舎、特殊教育建物及び定時制等建物について一〇％の改善が行なわれております。また、建築単価につきましては、平均約八％、構造比率につきましては五％の改善を行ない、総額二十八億円の増額を行なったのであります。

第二は、大学教育の拡充であります。まず、国立学校につきましては本年度から特別会計の制度が設けられておりますが、そのうち歳入予算の内容が計上されては、ただいま大臣からお話のあったとおりでございます。大筋におきましては本年度と大差はございません。ただ、大阪大学の移転のための土地購入費二十億円につきまして財政投融資資金からの借り入れが可能になりましたこと及び予備収入が二億円計上されましたことなどが目立った点でございます。

次に、歳出につきましては、前年度に比べて約二〇％の伸び率を示しており、他の予算よりもかなり優遇されております。その内容といたしましては、まず、教官当たり積算校費、学生当たり積算校費、設備費等の基準的な経費がございしますが、これらはいずれも一〇％程度の増額が行なわれております。

次に、大学の拡充整備の具体的な内容といたしましては、新たに宮城教育大学を新設いたしますほか、八学部、中身は夜間学部二、薬学部一、歯学部三、工学部一、農学部の移管一、この八学部の創設を行なうこととしたしております。なお、このほか、公立の農科大学の移管及び工学部

の二学期の新設が四十一年度に予定されており
す。また、四文理学部、これは弘前、埼玉、静
岡、鹿児島でございます。この四文理学部の改組、

三十五の学科の新設及び拡充改組、主として夜間
の短期大学の十学科の新設、七高専、これは鋼
路、小山、東京、石川、福井、姫路、北九州でござ
います。この七つの創設等があります。この結
果、大学及び短期大学につきまして、合計三千三
百九十四人の学生定員の増加になっております。
研究所等につきましては、あとで御説明するこ
とといたしまして、次に、国立学校施設整備費に
つきましては、不動産購入費三千五億円を含めて
三百五十二億円が計上され、前年度より約七十九
億円の増加となっておりますが、昭和三十三年、四
年ごろの予算と比較いたしますと約十倍にふえて
いる計算になります。また、このほか、国庫債務
負担行為が学校施設及び病院につきまして合計七
十三億円認められておりまして、そのうち四十一
年度分として、四十五億五千万円が認められてお
ります。

次は、教官の待遇改善といたしまして、大学院
の教官の調整額を八割に統一し、また、教官研究
旅費を八割増額いたしております。

次に、公立の大学及び短期大学に対する助成
は、二千四百万円増額いたしまして七千万円となつて
おります。

次は、育英奨学事業でございます。育英会の貸
し付け金の予算額は八十一億八千万円でございます
して、本年度より約一億五千万円の増額でござい
ますが、このほか返還金からの充当を三十六億円
ほど見込んでおり、事業量の総額は百十八億円と
なりますので、本年度より十億円の増加となるわ
けでございます。貸し付け金の内容につきましては、
備考に内訳がございまして、特に力を入れた
した点は、通信教育の学生に対する貸与額を倍額
にしたこと、大学院修士課程の奨学生及び教育特
別奨学生の採用を大幅に引き上げたことでありま
す。なお、日本育英会に對しましては、引き続き
返還回収業務の機械化等、事務能率の促進をはか

るために補助金を増額いたしております。生徒援
護会に對する補助金は、建物の移転が終りまし
たので金額が減少いたしております。

次は、私学振興の拡大でございます。まず、私
立学校振興会に對する政府出資は、十億円であり
ますが、このほか財政投融資資金からの融資百億
円が見込まれております。これによって明年度に
予定されております約一万五千人の学生増募に伴
う施設の充実は可能になるわけでございます。

次に、私立大学等理科特別助成及び私立大学研
究設備助成につきましては、合計約五億円の増額
を行ない、理科設備及び研究設備の充実ははか
つております。

次の私立学校教職員共済組合補助は、共済組合
の長期給付及び事務費に對する補助であります
が、これによりまして国立大学の教職員と均衡の
とれた内容の給付が実現することが可能になるわ
けであります。

次は、私立学校教育研修センター設置に對する
補助であります。これは都道府県に教育研修セ
ンターの補助を行なうことになりましたので、こ
れと並行いたしまして、私立学校の教職員の研修
のため中心施設一カ所に對して五千円の補助
を行なうこととしたのであります。

次は、臨時私学振興方策調査会でございます
が、大臣からお話し申し上げましたような趣旨
で、十五人の委員と同数の臨時委員によつて、あ
らゆる角度から御検討いただきましますため、この調
査会の運営に必要な費用を計上いたしております。

次は、学術研究及び科学技術教育の振興でござ
います。まず、第一は、大学院の拡充整備でござ
います。新たに新制大学に修士課程十六研究科
を設けることといたしたほか、既設大学院に
つきましては不完全講座の充実、研究設備の整備
等をはかることといたしております。

次に、科学研究費等の拡充であります。科学
研究費、科学試験研究費、研究成果刊行費等につ
きまして一〇%の増額を行ないましたほか、特に

ガン研究のために一億円を増額いたしております
す。また、民間学術研究団体に對する補助金につ
きましては、東洋文庫に對する補助金を含めまし
て千百万円を増額いたしております。

次は、重要基礎研究の推進でございます。ま
ず、大学付置研究所につきましては、静岡大学に
電子工学研究所を新設いたしましたほか、原子
力、防災科学、宇宙科学、海洋研究の推進等のた
め研究所の整備充実ははかっております。この中
には、原子力研究のための大強度加速器の基礎研
究については二億五千万円、ロケットの観測経費に
ついてミュー型ロケットの飛しょう実験を含め
て約二十億円、海洋研究のための研究船の建造に
ついて国庫債務負担行為十六億五千万円等が含ま
れております。

次に、国立教育研究所につきましては、研究体
制の整備をはかれますため二部三室の拡充を行な
うことといたしております。

次に、南極地域観測事業につきましては、かね
てから再開の準備を進めて来たところであります
が、明年度は、いよいよその実施の運びになりま
したので、観測船等の仕上げ及び隊員経費、運航
費等に必要経費二十一億円を計上いたしております。

次は、日本学術振興会補助及び日米協力研究事
業費の補助でございますが、前者につきましては
、新たに国際共同研究事業を開始いたしますた
めの補助金を増額いたしましたほか、従来の事業
の拡充をはかり、また、後者につきましては、事
業完了のため一部補助金を減額いたしましたほか
は、従来の事業を継続することといたしております。

次の在外研究員につきましては、従来通りの二
百三十九人の派遣人員を見込んでおります。

次は、理科教育、産業教育の振興であります。
まず、理科教育設備の補助につきましては、既定
計画に基づき前年度とは同額の補助金が計上さ
れており、これによつて現行基準の七〇%までの
充足がはかられることになる見込みであります。

次は、産業教育関係の負担金、補助金でありま
す。負担金、補助金の額は、ほぼ前年とおりであ
ります。すなわち中堅技術者約八万五千人の増員
計画は、千四百人を残してほぼ完了いたしました
ので、工業高校の新設学科施設設備補助が八億
六千万円ばかり減少し、また、農業近代化の促進
のための補助金は、学年進行を除きまして事業が
終了いたしましたので、一億一千万円ばかり減額
になっております。その反面、一般設備につきま
しては、基準の改訂による設備の充実は促進いた
しますため八億円の増額を行ない、また、農業自
営者養成高等学校の拡充整備を行いますため、補
助対象を五カ所から七カ所に引き上げ、約一億円
を増額計上いたしております。なお、中学校の技
術家庭科の設備費補助金は、大体、前年度の規模
を維持いたしております。また、家庭科の設備に
つきましては一千万円を増額してその充実は急ぐ
ことといたしたのであります。

次は、高等学校視察教材整備費補助金でござ
います。これは新しい補助金であり、学習指導
の改善と科学技術教育の振興のため、多年、高等
学校長からも要望のあったものであります。来年
度はとりあえず三千万円を計上し、映写機、録音
器、テレビ等を順次普及してまいりたいと考えて
おります。

次は、青少年の健全育成であります。家庭教育
の振興につきましては、新たに録音教材の複製配
布に必要な経費を計上いたしましたほか、従来の
事業を継続することといたしております。婦人教
育の振興は前年度と同じ内容で行なうことといた
しております。

次は、勤労青少年教育の振興でございますが、
まず、定時制通信教育の充実につきましては、従
来どおり定時制高等の理科及び一般の設備、通信
教育の教科書、学習書の無償配布、夜間の定時制
高校の給食施設設備の充実などを継続いたします
とともに、定時制通信教育手当を管理職について
三%から五%に引き上げ、夜間照明施設の整備費

を六十二校分から七十五校分に増額し、夜食費、校舎整備費等の補助につきましても、それぞれ増額をはかつております。

次に、社会教育関係につきましても、勤労青少年学校運営費補助金の補助対象を四十校から六十校に増加し、また、新たに青年の家を利用いたしまして、中学校を卒業して新しく職業につく青少年の研修を実施するために必要な経費及び特に健全な少年団体の育成を促進するために必要な経費を新たに計上いたしましたほか、引き続き社会通信教育、青年学級、青年の国内研修等に必要経費を計上いたしております。

次は、社会教育指導者の養成でございますが、従来の講習会、研修会等に必要な経費を計上いたしましたほか、新たに社会教育研修所を新設することといたしております。これは元の上野の図書館職員養成所の施設を利用することといたしております。

次は、社会教育施設の整備でございますが、公民館につきましては、補助対象を百二十八館から百七十一館に拡大し、公立図書館、博物館につきましてもそれぞれ補助の対象を増加いたしました。また、その普及をはかることといたしました。また、国立第三青年の家に引き続きまして、国立第四青年の家の建設に必要な経費を計上いたしております。

次は、同和教育の振興でございます。この点につきましては、集会所の設置のための補助金を十五万所から十八万所分増額いたしましたほか、かねて要望されておりました集会所の運営に必要な経費を新たに計上いたしております。

次は、スポーツの振興でございます。まず第一に、スポーツ施設に対する補助を大幅に増加いたしております。すなわち、水泳プールにつきまして三百四十万所を四百七十万所に、国民体育館は十六万所を二十三万所に、国民運動場は三万所を十萬所に増加いたしております。また、新たに柔剣道場のない高等学校に対し、選択必修となりました柔剣道を普及するために、差しあたり約一億

円をもちまして、年次的に柔剣道場の整備を行なうことといたしております。来年度は柔剣道場六十校、剣道場三十五校分を予定いたしております。

次は、スポーツ指導者の養成であります。新しい施設として国立登山センターの建設準備について、一万坪の敷地購入及び建物設計のための経費が計上されております。また、引き続き体育指導委員の研修等スポーツ指導者の養成につきまして所要の経費を計上いたしました。

次に、青少年を中心といたしまして広くスポーツ活動を普及するため、スポーツ教室の育成、スポーツテストの普及奨励のための予算を増額いたしますとともに、職場スポーツの振興のため新たに全国研究大会に必要な経費を計上いたしております。また、国民体育大会等の実施に対する補助及び日本武道館を含めて各種スポーツ団体に対する助成を強化いたしております。

次は、オリンピック記念青少年総合センターの新設でございます。これは代々木の選手村あとの施設を利用いたしまして、オリンピックを記念して広く青少年の宿泊訓練のセンターを設けようとするものでございまして、施設整備及び運営のために必要な経費といたしまして一億二千万円を計上いたしております。

次は、青少年の安全保健でございます。まず、前にも述べましたが、僻地学校の保健管理のため、従来、医療機関から離れた僻地学校に、医師のほか歯科医師を派遣することといたしております。

次に、学校の環境衛生設備の整備につきましては、先般、保護体育審議会からの答申もございまして、とりあえず水質、空気、照明等の検査器具に対して補助を行なうことといたしております。

学校安全の事業につきましては、日本学校安全会の支部の人員に対する補助を四人から五人に引き上げる等、一そうその充実をはかることといたしました。

次は、芸術文化の振興でございます。まず、芸術関係団体の助成につきましては、日本近代文学館の建設を補助するために必要な経費を新たに一億円計上いたしましたほか、芸術の国際交流を中心といたしまして一段と助成の強化をはかつております。また、地方芸術の向上のため、芸術奨励及び芸術祭、地方巡回美術鑑賞指導等について引き続き必要な経費を計上いたしました。

次に、国立劇場でございますが、二十五億円の国庫債務負担行為を行ない、明年度はそのうち約十五億円を計上いたしまして、建設を進めることにいたしております。その結果、四十一年度中に開館の運びとなる予定でございます。なお、国立博物館の東洋館の新設につきましても、同様に四十四年度完成を目ざして約三億円を計上いたしました。

次は、文化財の保護でございます。まず、文化財の保存修理、防災施設の整備等ありますが、全般的にその充実をはかるための予算を増額いたしております。そのうち、特に最近問題となっており、また埋蔵文化財につきましても、新たに重要遺跡の緊急指定を行ないますために必要な調査費を計上いたしましたほか、史跡の環境整備、埋蔵文化財包蔵地図の刊行等に必要の予算を計上いたしております。

次に、平城宮跡の買い上げ及び発掘調査につきましては、来年度約六万坪の土地の購入と一万七千五百坪の発掘調査を行ないますために必要な経費を計上いたしました。

次に、無形文化財の保存活用につきましては、引き続き伝承者の育成、記録の作製、資料の買い上げを行ないますほか、新たに民俗芸能の指定候補者を緊急に調査いたしますための予算を設けております。

次は、教育、学術、文化の国際交流の推進でございます。まず、外国人留学生教育につきましては、新規受け入れ人員は本年度と同様二百人でありまが、来年度は日本語教科書、辞典の編纂等、日本語教育の充実をはかり、また、試験問題

の作成、試験官の派遣、寄宿舎の整備等、受け入れ体制の強化をはかることとして所要の経費を増額いたしております。

次は、国際文化交流の促進でございますが、引き続き文化協定締結国等との学者の交流、日米交流、国際会議の開催及び参加等について必要な経費を計上いたしております。また、ユネスコの国際協力につきましては、新たに東京工業大学に化学の国際大学院コースを設け、アジア、アフリカの大学卒業生十三人を受け入れることにいたしております。

次は、海外勤務者子女の教育の推進であります。明年度におきましては、その対策を強化するため、教員の派遣人員を三人から六人に増加し、また試みに、帰国いたしました子女のために東京学芸大学附属中学校に三学級の特別学級を設けるとともに、教員の派遣が行なわれない地域の子弟のために、学習指導書の作製、配布を行なう等の総合的な措置を講ずることといたしました。その他、能力開発研究所に対する研究費補助を増額し、また、全国学力調査につきましては、小学校五、六年の児童及び中学校二、三年の生徒について二〇％の抽出調査を行ないます等のために必要な予算を計上いたしました。

なお、それぞれの事項につきましても備考に書いておりますが、産地教育の振興のため、就学援助費、学校給食費、医療費等につきまして合計五千万円の特別の予算を一般の予算のほかに準備しております。

以上で補足説明を終わります。
○委員長(山下春江君) 以上で文部大臣並びに政府委員の説明は終了いたしました。
ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕
○委員長(山下春江君) 速記を起こして。
本件の調査は、本日はこの程度にとどめ、本日

はこれにて散会いたします。
午前十一時四十四分散会

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、国立学校設置法等の一部を改正する法律案

国立学校設置法等の一部を改正する法律案
国立学校設置法等の一部を改正する法律

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表北海道大学の項中「医学部」を「理学部」に改め、同表弘前大学の項中「文部」を「理学部」に改め、同表中

「人文部」を「理学部」に改め、同表中

東北大学	宮城県
文学部	教育学部
法学部	経済学部
理学部	医学部
工学部	農学部

東北大学
宮城県
文学部
教育学部
法学部
経済学部
理学部
医学部
工学部
農学部
宮城教育大学
教育学部
に改め、同表埼玉大学の項中「文部」を「理学部」に改め、同表

部を「教育学部」に改め、同表新潟大学の項中「医学部」を「理学部」に改め、同表静岡大学の項中「教育学部」を「理学部」に改め、同表

中「文部」を「理学部」に改め、同表神戸大学の項中「工学部」を「理学部」に改め、同表鳥取大学の項中「医学部」を「工学部」に改め、同表島根大学の項中「教育学部」を「理学部」に改め、

同表広島大学の項中「医学部」を「理学部」に改め、同表長崎大学の項中「薬学部」を「工学部」に改め、同表鹿児島大学の項中「教育学部」を「理学部」に改め、同表

第三条の二第一項中「北海道大学」を「北海道大学」に、「東北大学」を「東北大学」に、「東京医科歯科大学」を「東京医科歯科大学」に、「お茶の水女子大学」を「お茶の水女子大学」に、「金沢大学」を「金沢大学」に、「京都大学」を「京都大学」に、「九州大学」を「九州大学」に

改める。
第三条の三第一項の表中「京都大学」を「京都大学」に、「九州大学」を「九州大学」に
第四条第一項の表中「金沢大学」の項に次のように加える。

静岡大学 電子工学研究所 静岡県 電子工学に関する学理及びその応用の研究

第七条の二の表中
函館工業高等専門学校 北海道
苫小牧工業高等専門学校 北海道
旭川工業高等専門学校 北海道

函館工業高等専門学校 北海道
苫小牧工業高等専門学校 北海道
旭川工業高等専門学校 北海道
茨城工業高等専門学校 茨城県
茨城工業高等専門学校 茨城県
小山工業高等専門学校 栃木県
群馬工業高等専門学校 群馬県
群馬工業高等専門学校 群馬県
東京工業高等専門学校 東京都

茨城工業高等専門学校 茨城県
茨城工業高等専門学校 茨城県
小山工業高等専門学校 栃木県
群馬工業高等専門学校 群馬県
群馬工業高等専門学校 群馬県
東京工業高等専門学校 東京都

富山工業高等専門学校	富山県	を
富山工業高等専門学校	富山県	を
石川工業高等専門学校	石川県	に、
福井工業高等専門学校	福井県	に、
鈴鹿工業高等専門学校	三重県	を
鈴鹿工業高等専門学校	三重県	を
舞鶴工業高等専門学校	京都府	に、
久留米工業高等専門学校	福岡県	を
有明工業高等専門学校	福岡県	を
久留米工業高等専門学校	福岡県	に
有明工業高等専門学校	福岡県	を
北九州工業高等専門学校	福岡県	に

(国立学校設置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を削る。

(国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(大学への編入学)

第八条の二 養成所を卒業した者は、文部省令で定めるところにより、大学に編入学することが出来る。

二月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、工業技術専門学校法制定促進に関する請願(第四〇一号)

一、産炭地教育特別措置に関する請願(第四八九号)(第四九〇号)(第四九一号)(第四九二号)(第四九三号)(第四九五号)(第四九六号)(第四九七号)(第四九八号)(第四九九号)(第五〇二号)

一、すしづめ学級解消等に関する請願(第四九四号)

一、青少年健全育成予算に関する請願(第五一三号)

一、産業教育振興予算に関する請願(第五一四号)

一、高等学校視察教材設備補助に関する請願(第五一五号)

一、昭和四十年度に島根農科大学の国立移管に関する請願(第五一六号)

第四〇一号 昭和四十年一月二十二日受理
工業技術専門学校法制定促進に関する請願
請願者 東京都新宿区角筈二ノ九三工学院
大学専修学校内全国工業技術学校
協会内 田中角栄
紹介議員 佐野 廣君

理由
工業技術系各種学校の資質を向上させるとともに大学生急増対策の一翼として、工業技術専門学校法の制定を促進されたいとの請願。

第四九一号 昭和四十年一月二十七日受理
産炭地教育特別措置に関する請願
請願者 福岡県飯塚市新飯塚 遠藤守之外
千三百八十九名
紹介議員 米田 勲君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四九二号 昭和四十年一月二十七日受理
産炭地教育特別措置に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡穂葉町漆生 竹内一夫 外千四百三十九名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四九三号 昭和四十年一月二十七日受理
産炭地教育特別措置に関する請願
請願者 福岡県田川郡大任町今任原一、五三六 宇佐見弘外千六百五十三名

業系各種学校は高等学校卒業者を入学資格とし永年にわたり職業教育を実施し、工業界に実働している膨大な数にのぼる産業戦士を生んでいる。(工業技術専門学校設置基準案等添附)

第四八九号 昭和四十年一月二十七日受理
産炭地教育特別措置に関する請願
請願者 福岡県山田市上田山 長谷川湯三 外二千五百五名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四九〇号 昭和四十年一月二十七日受理
産炭地教育特別措置に関する請願
請願者 福岡県山田市熊ヶ畑一、三四九笹屋茂方 大創等外千四百五十二名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四九五号 昭和四十年一月二十七日受理
産炭地教育特別措置に関する請願
請願者 福岡県粕屋郡須恵町 高木勝次外
千八百四十一名

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四九六号 昭和四十年一月二十七日受理
産炭地教育特別措置に関する請願
請願者 福岡県飯塚市片島 古賀藤久外二
千九十三名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四九七号 昭和四十年一月二十七日受理
産炭地教育特別措置に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡野田町明治炭坑七
区 南場晴義外千三百三十名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四九八号 昭和四十年一月二十七日受理
産炭地教育特別措置に関する請願
請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町牛隈 上野正
次郎外千六百二十三名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四九九号 昭和四十年一月二十七日受理
産炭地教育特別措置に関する請願
請願者 福岡県直方市古町 古川博外千六
百七十三名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五一二号 昭和四十年一月二十八日受理
産炭地教育特別措置に関する請願
請願者 福岡県柳川市上町二三 大場千恵
子外千四百五十九名

紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四九四号 昭和四十年一月二十七日受理
すしめ学級解消等に関する請願(四通)
請願者 大分県東国東郡安岐町下山口 北
村永正外一万三千八百三十三名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第五一三三号 昭和四十年一月二十八日受理
青少年健全育成予算に関する請願
請願者 東京都千代田区神田小川町三ノ七
全国子ども会連合会内 床次徳二
外七名

紹介議員 森田 タマ君

社会における青少年指導を強化、拡充して、明日
の日本を築くすぐれた青少年を育成するため、左
記の施策を強力に押し進めるよう要望するとの請
願。

一、社会における青少年生活指導理念の確立。

二、社会におけるカウンセラーの設置及び子ども
会等少年団体指導委員の設置。

三、子ども会未組織地域における子ども会結成へ
の強力な援助。

四、子ども会活動の核となる教材、教具等の設備
に対する国庫補助の拡充。

五、子ども会活動推進のための指導者、特にジュ
ニアリーダー養成経費の国庫補助。

六、児童文化センターの設置促進。

七、オリンピック記念のための青少年総合セン
ターの設置。

八、青少年のためのスポーツ施設の設置促進。
九、地域少年健全育成事業のための母親クラブ等
育成団体への助成。

十、児童館、児童遊園等の設置及び運営の助長。
十一、家庭児童福祉対策の推進。

理由
一、昭和三十八年中に全国の警察で取り扱った非
行少年の数は、百九十九万七千四百十八人に達
し、今までの最高であった昭和三十七年より六
千三百三十一人増加している。

二、その内訳をみると、生徒による非行の増加、
集団化の傾向及び中流家庭の少年による犯罪の
漸増など、憂うべき問題が多い。

三、最近の科学技術の進歩、社会の急激な変ほう
もまた、感受性の強い青少年をして人間形成の
上に多くのとまどいを生じさせている。

四、学校、家庭の分野における青少年教育は充実
の方向をたどっているが、重要な場である社会
での教育があまりにも貧弱である。

五、社会における青少年教育をいかにしろにする
ことは、単にその非行防止の面ばかりでなく、
青少年の人間形成そのものをも徹行化ならし
め、日本の将来をさびしいものにする。

六、次代を背負う青少年を健全に育てることは幾
多の障害があるとしても、立派になしとげなけ
ればならない社会の責務である。

第五一四号 昭和四十年一月二十八日受理
産業教育振興予算に関する請願
請願者 島根県松江市殿町一ノ一島根県教
育委員会内 曾田達雄外三名

紹介議員 森田 タマ君

昭和四十年年度教育予算編成にあつては、産業教
育振興のため特に左記事項の実現を図られるよ
う、格段の御高配を賜わりたいとの請願。

一、産業教育振興法に基づく施設、設備に対する
補助率を二分の一に引き上げること。

二、中学校及び高等学校の産業教育実習施設、設
備の整備を促進すること。(補助金の大幅増額
を図ること。)

三、自営者養成農業高等学校の拡充整備を図ること。

と。(補助率を二分の一とするのと同時に、園場
買収費も補助対象とすること。本高校の設立を
昭和四十一年度にはぜひとも認めること。)

四、産業教育科目の優秀な教員を確保すること。
(給与の改善、研修厚生対策等その優遇措置を
講ずるとともに、現行教員養成制度を検討改善
し、あわせて現職教員制度の拡充強化を図るこ
と。)

五、改定産業教育振興法施行令中の施設の基準に
対する省令を昭和四十年当初に公布すること。
と。

理由
一、産業の飛躍的進展に伴う技術者養成のため、
早急に新しい性能の設備を充実することが必要
であるが、県財政が乏しいので整備には長い年
月かけねばならない。すみやかに施設設備を近
代化するため補助率を二分の一に引き上げられ
たい。

二、中学校の技術家庭や高校の産業教育が科学
的、合理的に行なわれるよう、改定基準に基づ
く施設、設備の整備拡充等に要する補助金の大
幅な増額が必要である。(島根県の高校、中学
校の新基準に対する設備、施設現行率表等添
付)

三、農業と他産業とのひずみ是正が国策としてと
り上げられているときでもあるから、自営者養
成を実施するため、魅力のある農業教育ができ
るよう、特に本県が第一次産業県であること等
を考慮されて、農業高校の拡充整備につき特段
の配慮をされたい。

第五一五号 昭和四十年一月二十八日受理
高等学校視聴覚教材設備補助に関する請願
請願者 群馬県前橋市天川原三一〇 石田
杜吉外一名

紹介議員 森田 タマ君

視聴覚教育振興のため、昭和四十年年度予算に、左
記のとおり、国庫補助による高等学校視聴覚教材
設備費を計上せられたいとの請願。

第五一五号 昭和四十年一月二十八日受理
高等学校視聴覚教材設備補助に関する請願
請願者 群馬県前橋市天川原三一〇 石田
杜吉外一名

紹介議員 森田 タマ君

視聴覚教育振興のため、昭和四十年年度予算に、左
記のとおり、国庫補助による高等学校視聴覚教材
設備費を計上せられたいとの請願。

高等学校視聴覚教材設備補助

視聴覚教育の実施にともなう必要最小限度の設備基準を定め、それに達するまでの経費を五箇年計画により、その三分の一に相当する額を国費で補助すること。

対象校 公立及び私立の高等学校（定時制を含む）

品目 十六ミリ映写機、八ミリ映写機、スライド映写機、実物投影機（オーバーヘッドプロジェクターを含む）、八ミリ撮影機、録音機、テレビジョン

経費 五箇年計画年額の三分の一約九千七百円

理由

最近の社会文化と科学技術の急激な進展に対応する教育の新しい方法として、世界的に視聴覚の重要性が認識されており、特に米國は国防教育により巨額の経費を投入して視聴覚教育の充実を図り、強力に推進している。しかし、わが國において最も新しい教育方法を必要とする高等学校の現状は、設備不足により旧来の方法を墨守しがちであるので、これを打破して能率的、効果的な教育を行ない、諸外國の近代化におくれをとらないよう努力することは喫緊の急務である。更に、定時制教育については、勉学の時間不足、実験、実習の機會の乏しいことは根本的弱点とされているが、視聴覚教材の導入はこの解決に最良の武器を提供するものである。

第五一六号 昭和四十年一月二十八日受理
昭和四十年年度に島根農科大学の国立移管に関する請願

請願者 島根県知事 田部長右衛門外十一名

紹介議員 森田 タマ君

島根県の久しきにわたる宿願である島根農科大学の国立移管を、昭和四十年年度において是非とも

決定するよう格段の御高配を賜りたいとの請願。

理由

昭和三十三年以来、島根農科大学の国立移管を県民挙げて國へ要望してきたが、本県のながきにわたるこの宿願も、明年度予算への計上について審議検討の運びになったのは文部当局を始め関係方面の並々な努力と理解の賜ものと県民ひとしく感謝しており、本県としては、明年度移管を目途に地元島根大学との密接なる連携のもとに、国立大学農学部としての施設、設備の整備計画について万全を期し、実現についての準備を進めている。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国立養護教諭養成所設置法案

国立養護教諭養成所設置法案

（目的）

第一条 この法律は、国立養護教諭養成所の設置等について定め、もつて養護教諭の養成を図ることを目的とする。

（設置）

第二条 養護教諭の養成を行なう教育施設として、国立養護教諭養成所（以下「養成所」という。）を設置する。

2 養成所の名称及び位置は、次の表の上欄及び中欄に掲げるとおりとし、その養成所は、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学に附置されるものとする。

養成所の名称	位置	国立大学の名称
北海道学芸大学 養護教諭養成所	北海道	北海道学芸大学
岡山大学養護教諭養成所	岡山県	岡山大学

（修業年限）

第三条 養成所の修業年限は、三年とする。

（入学資格）

第四条 養成所に入学することのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項に規定する者とする。

（職員）

第五条 養成所に、所長を置く。

2 所長は、当該養成所に附置される国立大学の学長の命を受け、所務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 養成所に、所長のほか、教授、助教授、助手及び事務職員を置く。

4 第一項及び前項に規定する職員のほか、養成所に、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

（授業料その他の費用の免除及び猶予）

第六条 養成所に附置される国立大学の学長（次項において「学長」という。）は、養護教諭（小学校、中学校、盲校、聾学校及び養護学校の養護教諭に限る。以下この項において同じ。）の確保のため、養成所における授業料について、政令で定めるところにより、その一部の徴収を猶予することができる。また、当該授業料の一部の徴収を猶予された者が、養成所を卒業した後六月以内に養護教諭として在職したときは、政令で定めるところにより、その者に係る猶予された授業料の一部を免除することができる。

当該授業料の一部の徴収を猶予された者が養成所を卒業した後において、その者について死亡その他やむを得ない事情が生じたときも、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、学長は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、養成所における授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収（前項の規定により徴収を猶予された者に係る

授業料にあつては、その猶予された部分を除く部分の徴収）を猶予することができる。

（大学への編入学）

第七条 養成所を卒業した者は、文部省令で定めるところにより、大学に編入学することができる。

（省令への委任）

第八条 この法律に規定するもののほか、養成所の組織、運営その他この法律の実施について必要な事項は、文部省令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（教育公務員特例法の一部改正）

2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條中「研究又は教育に従事する者」の下に「国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第 号）による国立養護教諭養成所の所長、教授、助教授及び助手」を加える。

（文部省設置法の一部改正）

3 文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「国立の学校及び」を「国立学校及び」に改める。

第十六條「見出しを含む。」中「国立の学校」を「国立学校に改め、」国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の下に「国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第 号）」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

4 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十六條の二の次に次の一条を加える。

（中学校の教員の特例）

第十六條の三 国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第 号）による国立養護教諭養成所（別表第二及び第六において「国立養護

教諭養成所」といふ。)を卒業した者については、第五條第一項本文の規定にかかわらず、保健の教科についての中学校教諭二級普通免許状を授与することができる。

イの二 国立養護教諭養成所を卒業すること

別表第六の所要資格の項第四欄中「大学」の下に、「国立養護教諭養成所」を加え、同表の備考第二号の次に次の一号を加える。

二の二 二級普通免許状の項に掲げる基礎資格を有する者には、当分の間、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとする。

5 国立学校特別会計法の一部改正

国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項に規定する国立学校」の下に、「国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第 号)第二条第一項に規定する国立養護教諭養成所」を加える。

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十二条中「三十五年」を「三十五年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律の施行前に著作権の消滅した著作物については、適用しない。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(衆)
一、公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(衆)

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「特別の事情があるときは」を「地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額をこえる都道府県については」に改める。

第二条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「特別の事情があるときは」を「地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額をこえる都道府県については」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の義務教育費国庫負担法第二条に規定する経費及び改正後の公立養護学校整備特別措置法第五条に規定する経費に係る昭和三十九年度分の国庫負担金から適用する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和三十九年度において約六千万円、昭和四十年年度において約

三十億円の見込みである。

公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案
公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、公立の高等学校に関し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「教職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る)、実習助手、事務職員、技術職員及び用務員をいう。

2 この法律において、「全日制の課程」とは学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条に規定する全日制の課程をいい、「定時制の課程」とは同法同条に規定する定時制の課程をいい、「定時制の夜間課程」とは定時制の課程のうち夜間において授業を行なう課程をいい、「定時制の昼間課程」とは定時制の課程のうち定時制の夜間課程以外の課程をいい、「通信制の課程」とは同法同条に規定する通信制の課程をいう。

3 この法律において、「農業に関する学科」とは農業に関する専門教育を主とする個々の学科をいい、「水産に関する学科」とは水産に関する専門教育を主とする個々の学科をいい、「工業に関する学科」とは工業に関する専門教育を主とする個々の学科をいい、「商業に関する学科」とは商業に関する専門教育を主とする個々の学科をいい、「家庭に関する学科」とは家庭に関する専門教育を主とする個々の学科をいう。

第三条 公立の高等学校の一年級の生徒の数は、次の各号に規定する数を標準とする。

一 全日制の課程又は定時制の昼間課程に置かれる学科(次号に規定する学科を除く。)については、四十人
二 全日制の課程又は定時制の昼間課程に置かれる農業、水産若しくは工業に関する学科又はその他の政令で定める専門教育を主とする学科については、三十人
三 定時制の夜間課程に置かれる学科(次号に規定する学科を除く。)については、三十人
四 定時制の夜間課程に置かれる第二号に規定する学科については、二十人

(教職員定数の標準)

第四条 公立の高等学校に置くべき教職員の当該高等学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数(以下「教職員定数」という。)は、次条から第十一条までに規定する数を合計した数に百分の百七を乗じて得た数を標準として定めるものとする。

(校長の数)

第五条 校長の数は、学校の数に一を乗じて得た数とする。

(教諭等の数)

第六条 教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校に置かれるそれぞれの課程に従い、当該課程に置かれるそれぞれの学科に属する学年別の生徒の数の倍の過当たりの授業時数(全日制の課程においては三十四とし、定時制の課程においては二十四とする。)を乗じて得た数を第三条に規定する一年級の生徒の数の教諭等の過当たりの授業時数(全日制の課程においては十五とし、定時制の夜間課程においては十二とし、定時制の昼間課程においては十とする。)を乗じて得た数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合計した数(その数が十五に達しないときは、十五と

する。）を合算した数
二 通信制の課程について、各学校に置かれる当該課程の生徒の数を四十で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げるものとし、その数が十五に達しないときは、十五とする。）を合算した数
三 農業、水産、工業、商業又は家庭に関する

学科を置く全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の中欄又は下欄に掲げる方法により算定した数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数を合算した数

学科の区分	全日制の課程又は定時制の昼間課程についての算定の方法	定時制の夜間課程についての算定の方法
農業又は水産に関する学科	当該学科の生徒の数を九十で除する。	当該学科の生徒の数を八十で除する。
工業に関する学科	当該学科の生徒の数を九十で除して得た数に一を加える。	当該学科の生徒の数を八十で除して得た数に一を加える。
商業又は家庭に関する学科	当該学科の生徒の数を百二十で除する。	当該学科の生徒の数を百二十で除する。

（養護教諭等の数）

第七条 養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、全日制の課程、定時制の夜間課程、定時制の昼間課程又は通信制の課程の数に一を乗じて得た数と各学校に置かれるそれぞれの課程の生徒の数が千二百人をこえる課程の数に一を乗じて得た数を合計した数とする。

（実習助手の数）

第八条 実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。
一 全日制の課程、定時制の夜間課程、定時制

の昼間課程又は通信制の課程の数を四を乗じて得た数と各学校に置かれるそれぞれの課程の生徒の数が千二百人をこえる課程の数に一を乗じて得た数を合計した数
二 農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置く全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の中欄又は下欄に掲げる方法により算定した数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数を合算した数

学科の区分	全日制の課程又は定時制の昼間課程についての算定の方法	定時制の夜間課程についての算定の方法
農業又は水産に関する学科	当該学科の生徒の数を九十で除して得た数に一を加える。	当該学科の生徒の数を八十で除して得た数に一を加える。
工業に関する学科	当該学科の生徒の数を九十で除して得た数に四を加える。	当該学科の生徒の数を八十で除して得た数に四を加える。
商業又は家庭に関する学科	当該学科の生徒の数を二百四十で除して得た数に一を加える。	当該学科の生徒の数を二百四十で除して得た数に一を加える。

（事務職員の数）

第九条 事務職員の数、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程、定時制の夜間課程、定時制の昼間課程又は通信制の課程について、各学校に置かれるそれぞれの課程の生徒の数を百二十で除して得た数に当該課程の生徒の数が六十人までの課程については一を、六十人をこえる課程については三を加えた数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数
二 全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校のそれぞれの課程に置かれる農業、水産又は工業に関する学科の数（当該農業に関する学科、水産に関する学科又は工業に関する学科の数が二以上のときは、一とする。）に一を乗じて得た数の合計数を合算した数
三 通信制の課程の数を二を乗じて得た数（技術職員の数）

（技術職員の数）

第十条 技術職員の数、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 学校の数に一を乗じて得た数
二 全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校のそれぞれの課程に置かれる農業に関する学科の数を二を乗じて得た数に三を加えた数を合算した数
三 全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校のそれぞれの課程に置かれる水産に関する学科の数を二を乗じて得た数に二を加えた数と実習船について政令で定める数を合計した数を合算した数
四 全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校のそれぞれの課程に置かれる前二号に規定する学科以外の学科で政令で定めるものについて政令で定める数を合算した数

（用務員の数）

第十一条 用務員の数、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校に置かれるそれぞれの課程の生徒の数を二百で除して得た数に当該課程の生徒の数が百人をこえる課程については一を加えた数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数
二 全日制の課程、定時制の夜間課程又は定時制の昼間課程について、各学校のそれぞれの課程に置かれる農業、水産又は工業に関する学科の数（当該農業に関する学科、水産に関する学科又は工業に関する学科の数が二以上のときは、一とする。）に一を乗じて得た数の合計数を合算した数
三 通信制の課程について、各学校に置かれる当該課程の生徒の数を六百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を合算した数（本校及び分校）

（本校及び分校）

第十二条 第六条から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ、一の学校とみなす。

第十三条 第四条に規定する教職員定数には、第一号に掲げる者に係るものを含み、第二号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者
二 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

附則

（施行期日）
一 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。
（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定

数の標準等に関する法律の廃止)

2 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)は、廃止する。

(学級編制に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に公立の高等学校の第二学年から第四学年までに在学する生徒に係る一学級の生徒の数の標準については、昭和四十三年三月三十一日までの間は、第三条の規定を適用せず、前項の規定による廃止前の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第六条の例による。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

4 昭和四十三年三月三十一日までの間の毎年度の教職員定数の標準の算定については、次の各号に定めるところによる。

一 第六条第一号中「第三条に規定する」とあるのは、第三条及び附則第三項に規定する」と読み替えて、同条の規定を適用する。

二 差説教諭等の数、実習助手の数、事務職員の数、技術職員の数及び用務員の数については、第七条から第十一条までの規定にかかわらず、政令で定める。

5 前項第二号の政令を定めるに当たっては、毎年度の教職員定数の標準を逐次計画的に引き上げるよう配慮するとともに、政令で定めるところにより毎年度算定する教職員の職の種類ごとの数が毎年度現に公立の高等学校に置かれていた教職員の職の種類ごとの数を下らないよう配慮しなければならない。

二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、教育予算確保に関する請願(第五三三三号)(第五三八号)(第五四八号)(第五五八号)

一、義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願(第五三三三号)(第五三七号)(第五四九号)(第五五九号)

一、高等学校父母負担の軽減と生徒学級定員減及び教職員定数増員に関する請願(第五三五五号)

(第五三六号)(第五五〇号)

一、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願(第五三三三号)(第五五一号)(第五六一号)

一、学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願(第五四〇号)(第五九六号)

一、学校給食法の一部改正案及び学校給食用国産牛乳に関する特別措置法案に関する請願(第五四一〇号)(第五五二二号)(第五五三三三号)(第五六四〇号)

一、産業地教育振興臨時措置法制定に関する請願(第五五四号)(第五五五号)

一、学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願(第五五六号)

一、学校警備員配置に関する請願(第五五七号)

一、八月十五日を平和の日に制定するの請願(第五五九号)

第五三三三号 昭和四十年一月二十九日受理

教育予算確保に関する請願

請願者 宮崎市霧島町 徳地市次

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第三四九号と同じである。

第五三八号 昭和四十年一月二十九日受理

教育予算確保に関する請願

請願者 岡山県浅口郡寄島町 坂本市松

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第三四九号と同じである。

第五四八号 昭和四十年一月二十九日受理

教育予算確保に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡瀬田町神領九五

本智

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第三四九号と同じである。

第五五八号 昭和四十年一月二十九日受理

教育予算確保に関する請願

請願者 広島市雄鷹町三三〇 石田成雄

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三四九号と同じである。

第五三四号 昭和四十年一月二十九日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 宮崎県延岡市葦町一八九 藤川英

澄

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第五三七号 昭和四十年一月二十九日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 岡山県浅口郡寄島町 坂本市松

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第五四九号 昭和四十年一月二十九日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡瀬田町神領九五

本智

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第五五九号 昭和四十年一月二十九日受理

義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 広島市雄鷹町三三〇 石田成雄

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第五三五号 昭和四十年一月二十九日受理

高等学校父母負担の軽減と生徒学級定員減及び教職員定数増員に関する請願

請願者 宮崎県延岡市北小路 難波美喜子

紹介議員 平島 敏夫君

高校における、すしづめによる過大の存在等による、教職員の過重な労働と教育費の父母負担とを軽減するため、すみやかに左記事項の措置を

図りたいとの請願。

一、父母負担全廃のため地方財政法の除外規定を廃止すること。

二、一学級生徒五十五名(教職員四十名)のすしづめ状態をなくし生徒四十名(教職員三十名)とするよう高校定数法を改正すること。

三、非常勤教師、兼務教師の専任化を含め教職員を大幅に増大するため高校定数法を改正すること。

四、PTA負担の校内私費職員の定数化を図るための行政措置をとること。

五、高校急増計画を抜本的に改め、地方自治体に対する交付税及び補助金を引き上げ、高校の建物、施設、設備の所要経費を大幅に国庫の負担とすること。

理由

教育費の父母負担の激増及び高校新増設にともなう寄付金に頼る父母の困窮にいたえる要があり、また、現行の「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」は高校教育における適正な指導と学習活動にはきわめて不十分である。

第五三六号 昭和四十年一月二十九日受理

高等学校父母負担の軽減と生徒学級定員減及び教職員定数増員に関する請願

請願者 岡山県浅口郡寄島町 坂本市松

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第五三五号と同じである。

第五五〇号 昭和四十年一月二十九日受理

高等学校父母負担の軽減と生徒学級定員減及び教職員定数増員に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡瀬田町神領九五

本智

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第五三五号と同じである。

第五三九号 昭和四十年一月二十九日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 岡山県浅口市寄島町 坂本市松

紹介議員 近藤 鶴代君

教育の効果をあげ、学校運営をより円滑にし、適正なる教職員の配置をすることによつて、義務教育水準の向上に資するため、左記事項の実現を図られたいとの請願。

一、昭和四十三年に一学級の編制の最高が四十人となるよう計画的に最高基準を引き上げること。

二、教職員の一週あたり担当授業時数が小学校二十四時間、中学校二十一時間以内となるよう配置基準の適正化を行なうため、その標準の引上げを行なうこと。

三、養護教諭、事務職員を全校に必置すること。

理由

去る四十五国会において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立したが、教育の適正な指導と学習活動を展開するためにはなお十分である。国際的な水準（一学級三十から三十五名）に比して新定数法の四十五名は「すしづめ学級解消」とはいえず、又教師の定員配置基準もきわめて低く、過重な労働を解消するには至っていない。養護教諭、事務職員の配置についても全く同様である。

第五五一号 昭和四十年一月二十九日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡瀬田町神領九五 碓本智

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五六一号 昭和四十年一月二十九日受理

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 広島市雄鷹町三三〇 石田成雄

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第五四〇号 昭和四十年一月二十九日受理

学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願

請願者 岡山県浅口市寄島町 坂本市松

紹介議員 近藤 鶴代君

第四十七回国会において継続審議となつた学校警備員の設置に関する法律案を、今国会において成立させるよう取り計らわれたいとの請願。

第五九六号 昭和四十年一月三十日受理

学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願

請願者 広島市雄鷹町三三〇 石田成雄

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第五四一号 昭和四十年一月二十九日受理

学校給食法の一部改正案及び学校給食用国産牛乳に関する特別措置法案に関する請願

請願者 岡山県浅口市寄島町 坂本市松

紹介議員 近藤 鶴代君

学校給食法の一部改正案及び学校給食用国産牛乳に関する特別措置法案に賛同して、左記事項の実現を図られたいとの請願。

一、公立義務教育諸学校における国産牛乳給食は無償とし、三箇年計画をもつて義務化する。但しその国産牛乳は生産費所得補償方式とする。

二、給食施設設備費については生乳施設設備費は三分の二、その他の施設費は二分の一の国庫負担とする。その国庫負担対象には開設に必要な経費のみでなく、施設設備の拡充更新、修繕の経費も含む。

三、公立義務教育諸学校に次の数を最低の標準として給食従業員を置く。

- 1 給食婦は児童生徒数三百人までの学校（分校も一校とみなす）に三人とし、百人を増す毎に一人を加える（端数切上り）
- 2 給食事務員一校に一人（分校も一校とみなす）
- 3 栄養士一校に一人

右給食従業員の賃金については設置者負担として交付税の中である。

理由

四十年年度給食予算において輸入脱脂粉乳費二十三億四角が計上され、未給食校を含む全国小中学生を対象に一せいにミルク給食が実施されることになつたが、市町村における施設設備費や調理人件費の財源難のため教師の負担の過重、父母負担の増大をもたらし、国内の酪農業界もじつ大な打撃を受け、しかも児童生徒からはきつられていた。さらに加えて異物が混入されていたりなど多くの問題点を持つてゐる。

第五五二号 昭和四十年一月二十九日受理

学校給食法の一部改正案及び学校給食用国産牛乳に関する特別措置法案に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡瀬田町神領九五 碓本智

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第五四一号と同じである。

第五五三号 昭和四十年一月二十九日受理

学校給食法の一部改正案及び学校給食用国産牛乳に関する特別措置法案に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡都農町 財津吉隆

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第五四一号と同じである。

第五六〇号 昭和四十年一月二十九日受理

学校給食法の一部改正案及び学校給食用国産牛乳に関する特別措置法案に関する請願

に関する特別措置法案に関する請願

請願者 広島市雄鷹町三三〇 石田成雄

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第五四一号と同じである。

第五五四号 昭和四十年一月二十九日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定に関する請願

請願者 宮崎県延岡市中町 末長英子

紹介議員 平島 敏夫君

今国会において産炭地教育振興臨時措置法を制定し、左記事項をすみやかに実現されたいとの請願。

一、産炭地学校の一学級当り児童生徒数を四十人以下とし、十学級以下の学校には二名、十一、二十学級三名、二十一、三十学級四名、三十一学級以上の学校には五名の教員配置を行なうこと。なお、各校に養護教諭及び事務職員を必置すること。

二、教材費及び保護児童生徒対策費（新たに通学用品費も含む）の国庫負担率を十分の八に引上げること。

理由

石炭産業の合理化に伴う炭鉱職業者の家庭は、経済的条件や父母の求職のための外出、夜間に及ぶ内職等で子供の教育に専念することがきわめて困難である。このため、学校欠席児童や在学少年の非行が目立っているし、学校教育の場にも影響し学習効果の低下をもたらしている。

子供たちをこうした環境悪化から守るには教職員の不足のため、これら問題児童の適切な指導と教育環境の改善を徹底できず、あまつさず教職員の勤務を過重にしている。こうした現状を改善するため、有沢石炭対策調査団の答申にもあるように産炭地家庭の生活を保障するとともに教職員数を充実し、あわせて学校教育費の補助を大幅に拡充することはきわめて急を要する。

第五五五号 昭和四十年一月二十九日受理

産炭地教育振興臨時措置法制定に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡瀬田町神領九五 確

紹介議員 本智

この請願の趣旨は、第五五四号と同じである。

第五五六号 昭和四十年一月二十九日受理

学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願
請願者 宮崎県児湯郡高鍋町道具小路 土
公柏
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第五五七号 昭和四十年一月二十九日受理

学校警備員配置に関する請願

請願者 広島県山県郡加計町東旭町一、五
三〇 加藤満
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六五九号 昭和四十年二月三日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 三重県伊勢市大湊町徳田大湊遺族
会内 白木耕作外五十二名
紹介議員 佐藤 芳男君

第二次世界戦争終結の日の八月十五日を日本国民
が永久に記念すべき「万世のために太平を開く日」
すなわち「平和の日」とするため国民の祝日に関す
る法律第二条に、次の一項を加えられたいとの請
願。

平和の日、八月十五日、平和を念願し天地万靈に
感謝し平和な国の建設を期する。
理由

昭和二十年八月十五日こそは、古い日本の影をひ
そめて新しい日本が再生した歴史的な日である。
この日を記念して世界の平和を念願する精神と、
全世界のいたましい全戦没者を供養する敬けんな
気持を長く子孫に伝えることは、国民生活に最も

必要な公德心や良識を育成して正しい宗教心の培
養と、新しい人づくり、国づくりの基礎になるこ
とを確信する。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。
一、オリンピック記念青少年総合センター法案

オリンピック記念青少年総合センター法案

オリンピック記念青少年総合センター法

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員及び職員(第七条―第十六条)

第三章 評議員会(第十七条―第十八条)

第四章 業務(第十九条―第二十条)

第五章 財務及び会計(第二十一条―第三十一
条)

第六章 監督(第三十二条―第三十三条)

第七章 雑則(第三十四条―第三十五条)

第八章 罰則(第三十六条―第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 オリンピック東京大会を記念し、この法
律により、オリンピック記念青少年総合セン
ターを設立する。

2 オリンピック記念青少年総合センター(以下
「青少年総合センター」という。)は、その設置す
る青少年のための宿泊研修施設を適切に運営
し、青少年の心身の発達を図り、もって健全な
青少年の育成に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 青少年総合センターは、法人とする。

(事務所)

第三条 青少年総合センターは、事務所を東京都
に置く。

(資本金)

第四条 青少年総合センターの資本金は、青少年

総合センターの設立の際現に国の有する別表に
掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の
価格の合計額に相当する金額とし、政府がその
全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、青少年
総合センターに追加して出資することができ
る。

3 青少年総合センターは、前項の規定による政
府の出資があつたときは、その出資額により資
本金を増加するものとする。

4 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価
格は、出資の日現在における時価を基準として
評価委員が評価した価格とする。

5 評価委員その他前項に規定する評価に関し必
要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 青少年総合センターは、政令で定めると
ころにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事
項は、登記の後でなければ、これをもつて第三
者に対抗することができない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第
四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条
(法人の住所)の規定は、青少年総合センター
について準用する。

第二章 役員及び職員

第七条 青少年総合センターに、役員として、理
事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置
く。

(役員の職務及び権限)

第八条 理事長は、青少年総合センターを代表
し、その業務を総理する。

2 理事長は、理事長の定めるところにより、理事
長を補佐して青少年総合センターの業務を掌理
し、理事長に事故があるときはその職務を代理
し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、青少年総合センターの業務を監査す

る。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると
認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提
出することができる。

(役員の任期)

第九条 理事長及び監事は、文部大臣が任命す
る。

2 理事長は、理事長が文部大臣の認可を受けて任
命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補
欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員と
なることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会
の議員又は地方公共団体の職員(非常勤の者
を除く。)

(役員の解任)

第十二条 文部大臣又は理事長は、それぞれその
任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至
つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に
係る役員が次の各号の一に該当するとき、その
他役員たるに適しないと認めるときは、その役
員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと
認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しよ
うとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可
を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員
となり、又は自ら営利事業に従事してはならな
い。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、

この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 青少年総合センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が青少年総合センターを代表する。

(職員任命)

第十五条 青少年総合センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六条 青少年総合センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十七条 青少年総合センターに、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 業務方法書の変更

二 毎事業年度の事業計画及び予算

三 その他青少年総合センターの業務に関する重要事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

(評議員)

第十八条 評議員は、青少年総合センターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十条及び第十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十九条 青少年総合センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 青少年のための宿泊研修施設を設置し、及び運営すること。

二 その設置する宿泊研修施設を利用して、青少年の心身の鍛錬その他心身の健全な発達を図るため必要な業務を行なうこと。

三 オリンピック競技大会に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること。

四 前三号の業務に附帯する業務

2 青少年総合センターは、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する宿泊研修施設を一般の利用に供することができる。

(業務方法書)

第二十条 青少年総合センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十一条 青少年総合センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画等の認可)

第二十二条 青少年総合センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三条 青少年総合センターは、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四条 青少年総合センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完了後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

3 青少年総合センターは、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五条 青少年総合センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 青少年総合センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十六条 青少年総合センターは、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(償還計画)

第二十七条 青少年総合センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、文部大臣

の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十八条 青少年総合センターは、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十九条 青少年総合センターは、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十条 青少年総合センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、青少年総合センターの財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十二条 青少年総合センターは、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、青少年総合センターに対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、青少年総合センターに対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に青少年総合センターの事務所その他

の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第三十四条 青少年総合センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第一項、第二十二條、第二十六條第一項若しくは第二項ただし書、第二十七條又は第二十九條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四條第一項又は第三十條の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十条第二項、第二十九條又は第三十一条の規定により文部省令を定めようとするとき。

四 第二十八條第一号の規定による指定をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第三十六条 第三十三條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした青少年総合センターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした青少年総合センターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を

受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十二條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(青少年総合センターの設立)

第二条 文部大臣は、青少年総合センターの理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事又は監事となるべき者は、青少年総合センターの成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、青少年総合センターの設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、青少年総合センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

3 設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 青少年総合センターは、設立の登記をす

ることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 青少年総合センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十二條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「青少年総合センターの成立後遅滞なく」とする。

(金銭以外の財産の追加出資)

第七条 政府は、昭和四十一年三月三十一日まで

の間において第四條第二項の規定により青少年総合センターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることが出来る。

(登録税の非課税)

第八条 青少年総合センターが第四條第一項又は同条第二項及び前条の規定により政府から出資を受けた不動産の所有権の取得又は保存の登記については、登録税を課さない。

(不動産取得税の非課税)

第九条 都道府県は、青少年総合センターが第四條第一項又は同条第二項及び附則第七條の規定により政府から不動産の出資を受けた場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(登録税法の一部改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「国立教育会館」の下に、「オリンピック記念青少年総合センター」を、「国立教育会館法」の下に、「オリンピック記念青少年総合センター法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二中「又ハ国立教育会館」を、「国立教育会館又ハオリンピック記念青少年総合センター」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「国立教育会館」の下に、「オリンピック記念青少年総合センター」を加える。

第三百四十八條第二項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 オリンピック記念青少年総合センターが直接青少年の研修の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十三條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「日本中小企業指導センター」の下に、「オリンピック記念青少年総合センター」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十四條 所得税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

オリンピック記念青少年総合センター

オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十五條 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

オリンピック記念青少年総合センター

オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第 号)

別表

一 土地

東京都渋谷区代々木山手町三百四十六番地
所在
宅地 五万五千四百七十一・一六平方メー

トル

二 建物

東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地

所在

鉄筋コンクリート造陸屋根付き四階建九む

ね

鉄筋コンクリート造陸屋根付き二階建一む

ね

総床面積 二万八千八百六十六・六三平

方メートル

昭和四十年二月十二日印刷

昭和四十年二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局